

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
○毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（毒物） 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一 十六の四 （略） 十七 （略） イ・ロ （略） ハ （略） ニ 「（二）カルボキシラトフェニル」チオ」（エチル）水銀ナトリウム（別名チメロサル）○・一％以下を含有する製剤 ホ （略） ヘ 七の二 十九 （略） 十九の二 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジルⅡ（Z）―（一RS・三RS）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―一―プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）及びこれを含む製剤。ただし、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジルⅡ（Z）―（一RS・三RS）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―一―プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一・五％以下	（毒物） 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一 十六の四 （略） 十七 水銀化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 イ・ロ （略） ハ オレイン酸水銀及びこれを含む製剤 （新設） ニ 酸化水銀五％以下を含有する製剤 ホ 七の二 十九 （略） 十九の二 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジルⅡ（Z）―（一RS・三RS）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―一―プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）及びこれを含む製剤。ただし、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジルⅡ（Z）―（一RS・三RS）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―一―プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート○・五％以下

を含有するものを除く。
十九の三ゝ三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一ゝ二十一 (略)

二十二 (略)

二十二の二 「(ニ―カルボキシラトフェニル)チオ」(エチル
水銀ナトリウム(別名チメロサル)〇・一%以下を含有する製剤

二十二の三 (略)

二十二の四・二十二の五 (略)

二十三ゝ三十一の三 (略)

三十二 (略)

(109)(1) (略)
(108) (略)

(110) | 一・ニ―ジ (ニ―〔四―(ニ―メチルプロポキシ)カルボニル―ニ―シアノエテニル〕フェニルチオ〕エトキシ

(111) | エタン及びこれを含有する製剤

(略)

(112) | (略)
(187) | (略)

を含有するものを除く。
十九の三ゝ三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一ゝ二十一 (略)

二十二 カドミウム化合物。ただし、硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質を除く。

(新設)

二十二の二 ぎ酸及びこれを含有する製剤。ただし、ぎ酸九〇%以下を含有するものを除く。

二十二の三・二十二の四 (略)

二十三ゝ三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(109)(1) (略)
(108) (略)

(109) | 三―(六・六―ジメチルビシクロ「三・一・一」ヘプタ―ニ―エン―ニ―イル)―ニ・ニ―ジメチルプロパンニトリル及びこれを含有する製剤

(新設)

(110) | N―(α・α―ジメチルベンジル)―ニ―シアノ―ニ―フ

(111) | エヒルアセトアミド及びこれを含有する製剤
(186) | (略)

三十三と七十一の三 (略) 七十一の四 二・三・五・六―テトラフルオロー四―メチルベン ジルⅡ(Z)―(一RS・三RS)―三―(二―クロロ―三・ 三・三―トリフルオロー―プロペニル)―二・二―ジメチル シクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン) 一・五 %以下を含有する製剤 七十一の五と百の六 (略) 百の七 (略) 百の八 四―メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤 。ただし、四―メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有する ものを除く。 百の九 (略) 百の十と百の二十 (略) 百一と百十 (略) 2 (略)	三十三と七十一の三 (略) 七十一の四 二・三・五・六―テトラフルオロー四―メチルベン ジルⅡ(Z)―(一RS・三RS)―三―(二―クロロ―三・ 三・三―トリフルオロー―プロペニル)―二・二―ジメチル シクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン) 〇・五 %以下を含有する製剤 七十一の五と百の六 (略) 百の七 メチル―(四―ブロム―二・五―ジクロルフエニル)― チオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤 (新設) 百の八 メチルホスホン酸ジメチル 百の九と百の十九 (略) 百一と百十 (略) 2 (略)
---	---